

166-参-厚生労働委員会-26号 平成19年06月07日

※社保庁改革関連法案審議に関する質問

○辻泰弘君 民主党・新緑風会、辻泰弘でございます。

まず、今の件で確認しておきますけれども、収録はまず皆無とおっしゃいました。皆無ですか。

○国務大臣（柳澤伯夫君） 私、現段階ではそのように把握をしているということでございます。

○辻泰弘君 それはまた、出た段階でそのことについて御質問したいと思います。

さて、この本題に入る前に、社会保険庁あるいは厚生労働省にかかわることについて若干お聞きしておきたいと思っています。

いささか社保庁のこの年金記録のことでかすんだ感もありますけれども、しかしやはり大きな問題として社会保険庁の指導医療官が逮捕されたという事件、このことも非常に役所の体質というもの、社会保険庁の従前からの不祥事がぬぐえなかった、そのことを改めて示したものと私は思っております。

そこで、このことについての現段階での状況把握、認識について大臣から御答弁いただきたいと思っております。

○国務大臣（柳澤伯夫君） 今委員御指摘のように、栃木社会保険事務局の職員が収賄容疑で起訴されておまして、このこと自体極めて遺憾であると、このように考えております。

厚生労働省といたしましては、この指導医療官の逮捕等捜査が行われたわけでございますが、これについては全面的な協力をいたす一方で、四十七都道府県の各社会保険事務局長に対しまして本省担当課から改めて綱紀の保持について職員一人一人に指示徹底する旨を、逮捕当日、直ちに指示を行ったところでございます。

加えまして、現在、社会保険大学校において開催されております指導医療官に対する研修の冒頭、六月五日でございますが、更なる綱紀粛正の徹底を重ねて厳しく説諭をしているところでございます。

現況として、取りあえず以上申し上げます。

○辻泰弘君 私、このことについて事務方から御説明を聞いてびっくりしたんですけれども、要はそのことを受けて具体的に役所の中で調査をしたりそのことを踏まえての対応方針を決めていくという、そういった体制が全然できていない。今一応指導をしたとか、そ

ういうことをおっしゃいましたけれども、しかし要は、調査されている段階だから、逮捕されてその後の段階だからそこにゆだねていると、こういうことなんだけれども、しかし、私は、事の性質上、とりわけ体質的なことが言われているわけですね。ある意味ではなかなか制度的に無理があるかもしれない。そういった意味において、言われていることの本質は役所の中で当然分かっているはずだと思うんですね、結果として出てきたことがそうであろうとも。ですから、そういう意味で、私は、自らの役所の中でこのことについてもっとしっかりと、何ゆえそういうふうになったのか、そのことについて自浄能力があってしかるべきだと思うんですね。

何か本当に役所に頼っていて、今回の年金の記録も、結局総務省に検証委員会を設けることになったわけですね。そのときに総務大臣がどう言っているかということ、厚生労働省で原因調査をやったら国民から理解されない、有識者に客観的な情報を提出できるということで、この年金の納付記録の宙に浮いている問題について総務省が検証委員会をすると言っているんですね。総務省がやるのが悪いとは言いませんけれども、厚生労働省独自で自分らのやってきたことを検証するといいますか、そういった努力というものが全然ないんじゃないかと言わざるを得ないわけでございます。

そういった意味で、この指導医療官の逮捕のことも、私は役所が、厚生労働省が、大臣がしっかりとそういうことを踏まえて、どうしてこうなったのかということについて調査をされて対処されるべきだと。とりわけ、この方について、大体二、三年で変わられるというのに、この方は十一年やっていらしたようです。そういったことも役所の中の問題だし、今回の法案、そのまま通ったとしても地方厚生局に移管される、こういうことになるわけで、引き続き厚生労働省の中に位置付けられるわけですがけれども、こんなことをいつまでたっても、三年前もこの委員会でいろんな不祥事がありまして、私も議論いたしましたけれども、いつまでも続いているわけですよ。

私は何よりもあれなのは、起こったこともさることながら、それを受けて厚生労働省独自でこのことについてしっかりとチームなりつくってそれをただしていく、なぜそうなったのか。警察とか検察とかそちらに任せるのは、それはその部分もありますけれども、しかし、はっきり言いまして、図式は分かっているでしょう。無理があるんだと思うんですよ、仕組みとしてですよ。そういうことをしっかりとやるべきだと思うんですね。それをなぜできていないかと不思議で仕方がないですよ。だから、私は、今度は社保庁解体と言うけれども、私は厚生省も一遍解体すべきだと思うんですよ。

一遍、大臣、今のことどう思っていますか。取り組んでくださいよ、しっかりと。

○国務大臣（柳澤伯夫君） この種の事件が起きましたことにつきましては、もう先ほども申したように、私ども、綱紀の肅正という面からもう本当にゆゆしい、遺憾千万なことであるというふうに考えているところでございます。今捜査、さらに裁判ということで、司法上の手続が進んでまいりますので、その進捗状況を見守っているところでございますが、いずれにしても、その司法でも事実の解明が行われることと思っておりますが、私どもといたしましては、このことについてはとにかく事案の解明がなされることに対して進捗を見

守っていくということでございます。

そのほかに、今委員が御指摘になられたような部内での調査ということにつきましては、今後我々いろいろと改革に取り組んでいかなければなりません、それについての準備の作業も私いろいろと指示をさせていただいているわけでございますけれども、もちろん、国会で法律が通過しているわけではありませんから、法律の成立後に行うべきことということで申しているわけではありませんけれども、しかしこれは、心積もりというようなものについては、日ごろからしっかりと知恵を絞っていく必要があると、心構えておく必要があるという意味で申しているんですが、そうしたことを指示をしているわけですが、同時に、そういう中で、今後二度と再びこのようなことを起こさないための体制づくりというものがいかにあるべきかというような、そういう再発防止の観点から必要な調査もいたさなければならない、こういうことは当然感じているところでございます。

○辻泰弘君　こういうことの是正に向けての熱意が全く感じられませんね。未来の調査と言いましたね。将来の調査といいますか、いつか司法の結果が出たときに考えるかもしれませんよと、こういうことですよ。全くこのことについての是正といいますか、この状況認識について極めて薄い、深刻にとらえていない、このことを申し上げなければなりません。

　　ということは、結論的に言うと、当面このことに向けて厚生労働省として、本省として、本体として調べていく、調査していく、そのことに向けて対処していくということを今すぐに取り上げるといふつもりはないと、こういうことですね。

○国務大臣（柳澤伯夫君）　私ども、必要ということの場合にはこれを立ち上げますけれども、今、当面そうした日程を具体的に持っているわけではありません。

○辻泰弘君　　ということは、今は必要でない、必要な段階じゃないということですね。はっきりしておいてください。

○国務大臣（柳澤伯夫君）　これは、いわゆる医療Gメンのチームを今度は社会保険庁から切り離して厚生労働省に移し、具体的には、今委員が指摘されたように、地方の局に移していくということが想定されているわけですが、そういう新しい体制になって、今起こったようなことを二度と再び起こさない、こういうことのために、また、それに至るまでにつきましても、当然のことながらこの再発があってはならないわけでありまして、そういうことについて考えを巡らし、必要だということを感じた場合には調査もいたさなければならないと、このように感じております。

○辻泰弘君　　いつもながらむなしい言葉、むなしい言葉ばかりですよ。はっきり言って、このことについてのこういった役所の体質を変えていくということについて熱意が全く感じられないし、極めて温存的な体質といいますか、大臣自身がそういう中で生きてこられ

たということかもしれませんが、極めて問題だと思います。このことについては継続的に申し上げたいと思います。

もう一点、厚生労働省の体質といいますか、そのことに関連いたしますけれども、厚生労働省所管の旧特殊法人年金資金運用基金、今は、その引き継いだ形は年金積立金管理運用独立行政法人になっておりますけれども、ここにおいて裏金作りがされて、十年間に二億数千万作られた。そして、職員の飲食代、忘年会費用、旅費などに充てられたと、こういうふうに言われているわけです。このことについて、状況をどう把握されておりますか。

○政府参考人（渡邊芳樹君） 旧特殊法人年金福祉事業団、その後の年金資金運用基金が先年までございましたが、その間、御質問の事案につきましての御指摘が衆議院での審議の過程でございました。こうしたことも受けまして、現在の年金積立金管理運用独立行政法人において調査を行い、去る五月十八日に御指摘のような調査結果の公表があったところでございます。

その独立行政法人による調査の結果、簡単におさらいいたしますと、本件は法人本来の業務にかかわるという形ではなかったわけではございますが、職員の間で融資申込書等の販売収益の一部を職員間の飲食代等に費消していたこと、その収益の一部について適切な税務処理が行われていなかったこと、それから旧年金資金運用基金が解散し、この独立行政法人が設立されるに当たり、当該関係の活動を行っていた年金福祉研究会という組織は、任意団体は解散されましたが、解散時の預金残高の処理についても不適切な行いがあったということなどが判明したわけでございます。

当該調査報告書におきましても述べられているところでございますが、適切かつ早急な処分が必要という報告でございまして、独立行政法人において、現在、関係者の処分のための手続が進んでいると承知しております。公正な処分のためには、やはり対象者に対して弁明の機会を提供するなど、まだ若干の時間を要する状況にあると承知しておりますが、いずれにせよ、本件は大変に遺憾な事案であることは間違いなく、近々、独立行政法人における手続を終え、関係者に対する処分が行われるものというふうに承知しております。

○辻泰弘君 この事案でやはり重要なのは、旧特殊法人の年金資金運用基金ですけれども、ここの総務部長は厚生労働省のOBが行っていたらした、そして総務課長は厚生省の出向の方がやっていたらしたという、こういう状況の下で起こっているわけでございます。そしてまた、現在の年金積立金管理運用独立行政法人の総務部長も厚生省のOBの方が行かれて、その方が四百万円の残金の流用をしたと、こういうことになっているわけです。

やはり根本的に、その部分の体質というものを、今までずっと言われながらもいまだに引きずっていると。そして今次、年金機構をつくれるんだけれども、そのことについてしっかりと是正をしていくという取組姿勢が、先ほどの言葉、別のことではあるけれども、厚生労働大臣から全く感じられないわけなんです。

だから、今回の年金機構の提案があるわけだけれども、不祥事に対するこれまでの政府の不徹底な取組を思えば、この年金機構においても時間の経過とともにこのようなことが

また再発されるんじゃないかと、このように懸念を持つわけですけど、大臣はその点についてどうお考えですか。

○国務大臣（柳澤伯夫君） こうした社会保険庁の関係の団体において新たにこうした不祥事が見付けられたということ、これはもう前々から起こっていたことでございますけれども、私どもといたしましても誠に遺憾千万なことであると、このように考えております。

この住宅融資の貸付けの書類を販売するというのは本来だれが負担すべきことなのかということもありますし、もしこれを利用者に負担させるのであれば、それはもう本来業務だということで、この法人自体の事業として考えるべき筋合いのものであったというふうに思いますけれども、そうしたことではなくて、自らの言わば裏金として処理をして、これをいろいろな方面に費消したということは、やはり今委員が指摘されたところでございますけれども、社会保険庁全体の不祥事と一脈通じる、一脈も二脈も通じるものがあるということございまして、その体質の改善のために、今回私どもは社会保険庁の解体、再編ということを御提案させていただいているところでございます。

○辻泰弘君 前々から起こっていたとか一脈通じるものがあるとか、極めて人ごとのような言い方になっていますね。本当にこれ自らのことだというとならえ方が、大臣、私は希薄だと思えます。このことでばかり時間を取るわけにはいきませんが、私はこの二つのことに表れている、その根底というものは払拭できていないと。大臣自身が前々から起こっていたというふうにおっしゃっていますけれども、前々から起こっていたらなぜ今しっかりと取り組まないのか不思議でなりませんし、今までの御答弁は全くそのことについて熱意がない、このように言わざるを得ません。そのことを御指摘申し上げて、質問を移したいと思えます。

それで、今回の審議の過程で、衆参それぞれですけれども、いつものことながら、提出するとか言いながら結局遅れ遅れになっている、結局出さないまま時間稼いで、結局出さないまま終わっていると、こういうようなことが多いわけでございます。

そこで、その一つの象徴としてお伺いしておきたい。順番は若干変わるかもしれませんが、青柳部長に聞いておきたい。三年前から青柳さん、運営部長で頑張っているわけですが、ずっと頑張っている中でずっと答えが出ていないことがあるわけでございます。無年金のことでございます。

平成十六年の十一月に当時の厚生労働大臣が、無年金者八十万人という数字は一定の条件の下に二十五年間の受給期間を満たさない可能性のある者を集計したと、これらのデータについても調査をいたしまして公表する方向で検討してまいりますと、このようにおっしゃいました。それを受けて、私は平成十六年十二月に、このことを踏まえてどうなのかと聞いたところ青柳さんの方から、大臣もおっしゃっておりますので、私どももその方向で一生懸命努力をさせていただきたいと考えているというのが平成十六年十二月でございます。そして過般、この委員会において、三月二十九日、今年でございますけれども、私はこの点を再度お伺いしましたところ、青柳部長の方は、調査が遅れておることについて

ではこの場をかりておわび申し上げますけれども、私ども一日も早くこの整理をしたいということで努力をさせていただいておりますと、このようにおっしゃっているんですよ。

これもうずっと三年前から言っていて、結局何も答えが出ていない、たなざらしで、いろんな記録とかの議論もありますけれども、本当にここまで言っていて、大臣の言ったとおりやりますよと言っていて、結局三年たっても何も出ていないんですね。このことをどう形を作っていただけですか。

○政府参考人（青柳親房君） 辻先生にはいつも、この無年金の問題について大変毎回適切な御指導をいただきまして、大変感謝を申し上げます。

今お尋ねございました無年金者の調査の点でございますが、これは辻先生も御存じのように、これまでも何回かいろんな形でこの無年金者の数字というものを私どもも公表したり、あるいはお答えをしたりしているというのは既に御存じのとおりでございます。

それで、これは実はそれぞれの調査が従来、一言で申し上げれば、帯に短したすきに長しという点がございまして、なかなか無年金者そのものをつかむところに言わば届いていないという嫌いがございました。私どもその意味では、直近の数字については、言わばこの調査方法等について様々検討しなきゃいけないという課題を持ちながら整理をさせていただいているところでございます。

一例を挙げさせていただきますと、例えば死亡者数の把握につきまして、被保険者資格喪失後の死亡者の見込みというようなものをどのようにとらえるか。あるいは、受給要件の判別条件、従来は六十歳から六十五歳の間の人を国民年金の記録のみで判断していたのをもうちょっと詳細に調べることはできないか。あるいは、社会保険庁で保有をしております合算あるいは共済の期間についてどのように取り込みができるか。それから、公的年金制度の全期間を集計した受給要件みたいなものをどういう形で判定できるか、こういった技術的な様々な条件を一つ一つ精査をいたしまして、これを踏まえて言わば決定版とも言うべきものを何とか出したいということで努力をしておるという点を是非とも御理解を賜りたいと存じます。

○辻泰弘君 技術的なことはいろいろあるでしょう。しかし、三年前に大臣がそのように示されて、青柳さん自身も大臣のその方向で一生懸命努力をさせていただきたいと言っていて、いまだに答えが出てないというのはどういうことですか。技術的な詰めて、何が三年間できなかったのか。できないんなら、最初からできないと言うんならそれは一つ分かりますけれども、技術的な問題をやってきたと言って、三年間もたなざらしになっているじゃないですか。どうしてなんですか、そんなの。めどを示してくださいよ。

○政府参考人（青柳親房君） いずれにいたしましても、これまで国会の御答弁、主意書等に対する御答弁でお答えをしたものや、会計検査院の検査報告、あるいは私どもがいわゆる六十五歳以上の方についての公的年金の加入状況の調査という様々な形で出しておるものをきちんと整合性を取って、先ほど申し上げましたように決定版ということでお出し

できるように努力をさせていただいておりますので、いましばらくお待ちをいただきたいと存じます。

○辻泰弘君 決定版ということで提出したいとおっしゃっているのは、それはそれで一つの答えかもしれませんが、じゃ、いつごろめどですか。

○政府参考人（青柳親房君） 具体的にちょっといつの時点でということをはなかなかお示ししにくいところがございますけれども、いずれにいたしましても、可及的速やかに御報告をさせていただくということをお願いを、お許しをいただきたいと存じます。

○辻泰弘君 今可及的速やかとおっしゃいました。三月二十九日は一日も早くとおっしゃいました。部長にとっての一日というのは何時間なのか分かりませんが、これはやっぱりある程度めどを付けてくださいよ。だって、これだけ三年前からやっていて、この場をかりておわびを申し上げますけれども私ども一日も早くこの整理をしたいということで努力させていただいておりますと言って、それはそれで、これだけ見ればいいですよ。今も可及的速やかにおっしゃった。だけど、そんなことでずっと来ているじゃないですか。

これはやっぱり、このこともいろんなことの一連の問題ですよ。やはりこのことについてもいつごろまでに出されるか。やはりその上に立って無年金者対策をやっていくべきだということによってきたわけです。ずっとそのまま引きずって、実態調査ないまま来ているわけですよ。めどを示してください。

○政府参考人（青柳親房君） 繰り返して恐縮でございますが、私どもといたしましては、いずれにいたしましても、誠実に着実にこの作業を進めさせていただきたいということでお許しを賜りたいと存じます。

○辻泰弘君 誠実に着実と言ったって、三年たって、今まで、じゃ、誠実に着実にやっていたのか分からないじゃないですか。それは三年もたっていたら、何かこういうことでやったけれどもこういうこと的前提でこうだったとか、申し訳ないけれどもできなかった、できないならできないということですよ。その答えはやっぱり三年ぐらいたって出てないって、こんなのおかしいですよ、それは。委員長、しっかり答えさせてください。

○政府参考人（青柳親房君） 重ね重ねのおわびで申し訳ございませんが、私どもといたしましては、いずれにしても、これを何か放置をすとかあるいは適当に扱うとかという気持ちは全くございません。

先ほど申し上げましたような様々な技術的条件がなかなかクリアをすることが難しく今日まで至っているという点については繰り返しおわびを申し上げますけれども、我々としては、一応そういった問題点も絞り込まれてまいりましたので、一日も早くその問題点をクリアして御報告をしたいと考えております。

○辻泰弘君 問題点を絞り込んできたのに三年掛かったということですか。しかし、いずれにしても、一日も早くとか可及的速やかにとおっしゃったんだけど、これはそこまでおっしゃるならめどが当然あるはずですよ、いつごろまでとか。それはやっぱり出してもらわなかったら駄目ですよ、そんなのは。委員長、お願いします。

○政府参考人（青柳親房君） 昨日、今日ということではあるものではないということはお理解を賜っておと思いますが、私どもとしては、いずれにいたしましても、この点について最直近の様々なデータが利用できるような条件が整い次第ということで、そうお時間をいただかないうちに何とか御報告が部分的でもできるように努力をさせていただきたいと存じます。

○辻泰弘君 具体的に言ってよ。具体的に言ってよ。だって、このままじゃ進められませんかよ。委員長、答えさせてください。

○委員長（鶴保庸介君） 引き続き答弁いただけますか。青柳運営部長。

○政府参考人（青柳親房君） 私ども、努力をいたしまして、何とか数か月のうちには形が出るものを御報告できるように努力させていただきたいと存じます。（発言する者あり）

○辻泰弘君 数か月とおっしゃいましたけれども、そうしたら……（発言する者あり）おっしゃるとおりです、数か月と一日は違うんですよ。一日も早くと数か月、まあしかし、気持ちが分からなくはないけれども。しかし、いずれにしても、三年間やって今年じゅうに何とか出すという話かもしれませんけれども、しかし、ここまで言っていて、あなたはおわび申し上げるとまで言って、一日も早くと言って、可及的速やかと言い、ここまで詰めてやっと数か月ですよ。この誠実さのなさというか、本当に極めて不誠実だし、国会の議論というのを全く無視していると。この間、櫻井さんから青柳さんについて話があったけれども、やはり答弁は流暢だけれどもその心がないという、そのことはこの社保庁の行政そのものに通ずるものがあると思います。

だから、数か月と答えるというのは、それはそれでよしとしても、今国会というか、次回の委員会までに、どういうことで取り組んでいて、どこに問題があって、今後どういうふうにやっていくかという、そのことについて活字でペーパーで出してください。その約束はできますか。

○政府参考人（青柳親房君） そのように努力いたします。

○辻泰弘君 じゃ、次の委員会にそれを出すという理解でいたいと思いますけれども、委員長、それでいいか確認してください。



○政府参考人（青柳親房君） そのようにいたします。

○辻泰弘君 では……（発言する者あり）そうです。ここまでやらなかったら出てこないという、この体質自体が問題なんですね、本当に。情けない限りです。

そして、このことは、そういうことを踏まえて無年金の対策をどうしていくか。我々は税方式による最低保障年金を言っていますけれども、政府のは、結局、八割目標を掲げて六五％、いまだに十六年度当初の足下の目標すら達成できてないという、実質的に無年金対策はできてないわけです。だから、こういうこと一つ取っても基本の部分を満たしていない、本当にそこは突き詰めていったら、結局、国民生活と暮らしというものに全く思いがないと、そういうことに行き当たたらざるを得ないわけです。そのことを申し上げておきたいと思います。

そこで、この配付させていただいております資料に関連してお聞きしておきたいと思えます。

特例法案の提出者である石崎岳先生、自民党の厚生労働部会長をされているというふうにお伺いしておりますけれども、このチラシが出たわけでございます。もちろん、御本人がお作りになったとは思いませんけれども、しかし、やはり自民党のホームページに載っているのがこの一、二、三ページのチラシでございますし、私、現に昨日ですか、取ったのがこれでございます。変えるというふうな話も出ているようですけれども、しかし、いずれにしてもこれから議論する問題点はあると思いますが、これは何の目的で作られたんでしょう。自民党としてどういう目的だったのか、御存じであれば教えていただきたい。

○衆議院議員（石崎岳君） 本日、私は年金の時効に係る特例法案の提出者として出席をさせていただいておりますので、自民党のパンフレットについて答える立場かどうかというのは疑問がありますけれども。

このパンフレットは、今これだけ国民の間に年金の記録の問題に係って不安が広がっている、そして我々も政府と一体となって対策を考えているところでありますが、その内容を国民に知らせるべく作ったというふうに思います。

○辻泰弘君 国民に知らせるならば、しっかりと事実関係をはっきりと正確なところを伝えていただかないと困るわけなんですね、政権与党なんですから。

そこで、大臣にちょっと確認をいたしますけれども、大臣ももちろん自民党の方であるわけでございますけれども、このお配りした二ページ目に、自民党があなたの年金を守りますというところに、右の下の方に、年金記録、約二億口が、五千万口になって、名寄せ完了と、こういうことになっているわけですね。大臣が示しておられる方針は、今後一年間でプログラムを開発し名寄せを確実に実施する、それが二十年五月まで、すなわち一年後と、こういうことでございます。すなわち、名寄せを実施することが一年後に終わるといふことで、そういう意味においてこの名寄せ完了というのは間違っているとは言いませんよ。

しかし、この図式は二億、五千万、これがゼロになると、こういうふうになっているわけですね。しかし、そのことまでもやるということではないんでしょう、大臣、どうですか。

○国務大臣（柳澤伯夫君） 私どもは、この五千万件の未統合の年金の記号番号につきまして、これを基礎年金番号に統合をしていく、それをまず、五千万件のうち二千八百八十万件の年金の受給者あるいは受給権者と申し上げてよろしいかと思いますが、そういう方々をまず最優先にして名寄せをする。

それからまた、今度は、受給権者三千万のうち名寄せの可能性というか、ほかに持っている、記号番号を持っている可能性のない方々にもそれをまたお知らせをして確認をする。さらに、最後に被保険者についても同様に年金記録の確認を求めるということをやるわけですが、その手始めのオンラインの記録の上での突合、名寄せの作業というものを一年間掛けてこれを行うと、こういうことを私ども決めさせていただいているところでございます。

○辻泰弘君 聞いていることに的確に答えてくださいよ。名寄せを確実に実施ということと、ここで、自民党のチラシの名寄せ完了というのは、それは理解できるというか、それなりに分かるんですよ。しかし、これが、五千万口がこれの表で見ればゼロになるわけですよ、全部終わると。全部基礎年金番号の方に統合する作業が終わるという意味合いになっているわけですよ。だから、それは政府から見たときに、この表というのは政府が考えていることと違っているんじゃないかと、このことですよ。

○国務大臣（柳澤伯夫君） 五千万件の中には、かねてから申し上げておりますとおり、死亡をされた方、あるいは年金の受給要件を満たす、あるいは満足させていない方も含まれておりますということを申し上げましたので、そのような方々は、基礎年金番号を当然死亡者は持っておりませんので、それと名寄せをするというようなことは、これは除外をして考えざるを得ない。それから、さらにまた、基礎年金番号に完全にじゃ一致できない人が全く残らないのかということについては、私ども、仮に残った場合でも、そのいろいろな属性というものを明らかにしたいというような考え方で取り組ませていただきたいと、こう思っておりますけれども。

いずれにせよ、基礎年金番号に言わば相方があるというか、そういう場合にこれを名寄せできるということでございまして、死亡者のように、もう相方として基礎年金番号を持たない方には名寄せをしないということで、名寄せできないものとして残るとしても当然想定されるわけでございます。しかし、それは確かめられたということは言えるわけでございます。

○辻泰弘君 この図表がゼロになっているということについては極めて問題だということをもまず申し上げておきたいと思っております。時間がないので、全部は申し上げられないけど。

それから、三ページですね。まず、大臣にお伺いします。基礎年金番号導入はいつですか。

○国務大臣（柳澤伯夫君） 平成九年の一月でございます。

○辻泰弘君 そのときの厚生大臣はどなたですか。

○国務大臣（柳澤伯夫君） 平成九年一月の厚生大臣は小泉純一郎氏でございます。

○辻泰弘君 この自民党のチラシの中に、基礎年金番号設計・導入時の大臣は菅直人厚生大臣と、こう書いてあるわけです、現行の民主党の代表代行ですと。これ違うじゃないですか、導入時の大臣は今厚生大臣がおっしゃったように小泉純一郎さんじゃないですか。そうですね。

○国務大臣（柳澤伯夫君） ここにありますように、平成八年三月、基礎年金番号導入の閣議決定等々、それぞれの手続ごとにその当時の所管の大臣について記述が行われているのではないかと、このようにお見受けいたします。

○辻泰弘君 私は、政党のビラに対する大臣としての所見を求めているわけです。

それで、ここで設計時の大臣はということになれば、これは間違っていないよ。しかし、導入時の大臣は、大臣がおっしゃったように平成九年の一月一日なんですから、導入時の大臣は小泉純一郎さんだったんですよ。そのことは明確なことであって、これは公党が、そして総理がですよ、それなるがゆえに私どもの菅さんに対して、菅さんが時の大臣だった、今言っているあの人ですよというふうなことを公言しているわけですよ。（発言する者あり）そうですね。だから、それは何も政党だけの次元のことじゃなくて、むしろ総理自身が持ち込んできているわけですよ。私どもは何もこういうことで、そのときの大臣というのが必ずしもこういうことをすべて分かっている、それで指示を出したと必ずしも言えないと思いますよ、突き詰めたところは。しかし、しかし、こういう議論をしてくるならそういうふうになるというし、そういうことを言わざるを得ないわけですよ。だから、導入時の大臣が小泉純一郎さんであるということを明確にすべきだ、このチラシは完全に間違っているということを指摘を申し上げます。そして、もちろんこれは政党のことですけれども、しかしやはり大きな国民に対するうその宣伝をしていると、このことについては明確に申し上げておかなければなりません。これは対応をまた今後とも考えたいと思います。

そしてほかに、このことを、まず「与党は、社会保険庁を解体し、」と書いてあるんですよ、この三ページですけどもね。しかし、御承知のとおり我々は三年前のあの年金改革のときに社会保険庁の解体を言い、そして国税庁との統合を言ってきたんですよ。で、政府の方はむしろ平成十六年の所信表明演説ではそのことは全く触れてなかった。十六年の

十月の小泉さんの所信演説の中では、社会保険庁については、業務と組織を抜本的に見直しという、抜本的見直ししか言ってないんですよ。それから、平成十七年一月の小泉さんの施政方針演説では、社会保険庁の信頼回復をしなければならない、抜本的に見直しますと、こう言っているのが平成十七年一月ですよ。平成十八年一月でも、社会保険庁については、解体的出直しを行いますというのが平成十八年一月の小泉さんの演説ですよ。そして、やっとな十九年、今年の一二月二十六日になって、社会保険庁については、廃止・解体六分割を断行しますと、こういうことになっているわけです。これは事実関係としてそうですね。

ですから、私が言いたいのは、何も私らのことを言うという意味じゃなくて、いかにも何か政府・与党の方が解体を先に言っていた、我々の方が言っていなかったみたいな、そんなトーンになっているんだけど、それは根本的に事実関係として間違っているということをやまず申し上げておきます。

それと、社保庁の労働組合イコール自治労国費評議会は、民主党の最大の支持母体ですよ。これも客観的事実に反するし、私どもの意識から全く離れた指摘であることを申し上げておかなきゃなりません。最大の支持母体が、最大の支持母体が労働組合のナショナルセンターである連合であると、そういう指摘であるならばそれは正しい、正しいという理解もある。そしてまた、連合の最大の産別が自治労であると、このことも正しい。しかし、自治労国費評議会が民主党の最大の支持母体であるというのは全く見当外れの指摘でしかありませんよ。そしてまた、私ども民主党の議員がこんなことを思って政策活動や国会活動をやっていると、全くそんな事実はない。このことを明確に申し上げておかなければならないし、最後に書いてある「民主党は公務員の労働組合を守るため、社保庁改革に反対しています」というのは、これは噴飯物でございまして、私どもは三年前から国税庁との統合を明確に打ち出してきた。そのことは恐らく当該労働組合にとっては嫌なことだったと思いますよ。しかし、私どもはそれを言っているんですよ。そして、私どもは改革に反対しているわけじゃないですよ。私どもは、国税庁に統合せいと言うけれども、このことは皆さん方からすると、議論、おっしゃっているけれども、私たちは厚生労働省から完全に切り離すという意味ですからね。皆さん方は厚生労働省の中に温存しておくということですからね。このことについては、私どもは社会保険庁の改革に反対していますというのは全く、全くポイントがずれているというか全く反対の、私どもが取り組んできた事実関係をしっかりと踏まえられないこのようなデマのビラを配るということをや、政権与党たる自民党がするということは本当に情けない限りで、その先頭を総理大臣が切っているということは本当に嘆かわしい限りだ、このように指摘をしておきたいと思っております。

さて次に、時間も限られておりますので、菅さんの責任論が言われておりますけれども、そのことに関連してお聞きしておきたいと思っております。

これは、まず、何ゆえ五千万件が出てきたかということにつながるわけですが、まず厚生労働省に聞いておきたいと思っております。

平成九年の基礎年金番号が導入されたときに、その当時は被保険者及び年金受給者に対

してのチェックをして基礎年金番号への統合を図っていこうと、こういう精神で始められたはずですけども、しかし、そのときに結果としては被保険者だけしか追っ掛けなかったわけですね。年金受給権者には追っ掛けなかったわけですか。それはなぜですか。

○政府参考人（村瀬清司君） まず、平成九年一月でございますけれども、一億の皆さん方に基礎年金番号を設定いたしまして通知をさせていただきました。したがって、この段階ですべての人に基礎年金番号という形で通知はしてございます。これは加入者並びに受給者も含めてでございます。そして、現在加入されている制度以外に公的年金に加入したことがありますか、また、二つの年金手帳をお持ちになっていることがありますかというおはがきを返信用で出ささせていただいております。その際、九百十六万人の方々から回答をいただいているということでございます。

ただ、回答をいただけていないの方々に対しまして、氏名、性別、生年月日による名寄せをしております。この名寄せは被保険者のみでやらせていただいております。この方が九百二万人でございます。（発言する者あり）ちょっとよろしいですか。それに基づきまして、平成十年から十八年度まで、他の基礎年金、年金手帳番号を有するの方々に対しまして、約千八百万人でございますけれども、計画的に記録確認をやらせていただきまして、十八年度末には千二百五十三万人の方から回答をいただき、そのうち九百二十七万人の方について統合を完了している、こういう形でございます。

○辻泰弘君 簡潔にお答えいただければいいんですけども、要は、被保険者しか追っ掛けなかったということなんですよ、今おっしゃっていることはね。返信のはがきもやったのも被保険者だけなんですよ。年金受給権者には年金証書を新しいのを出しただけなんですよ。そうでしょう。そこを確認してください。

○政府参考人（青柳親房君） ただいま議員のおっしゃったとおりでございます。

また、その前のお尋ねでどういう理由でそういうことをしたのかというお尋ねがございましたので、補足の答弁をさせていただきたいと存じますが、これは御存じのように、年金の裁定の際には、基礎年金番号などが導入される以前からそういうことであったわけですが、裁定請求をいただきましたときにお一人お一人の加入履歴を基本にお申し立ていただくと。もちろん、年金手帳等をお出しいただいて被保険者番号が分かれば、これに基づいて私どもの加入記録を参照していくわけでございますが、そうやって加入履歴を言わば確認をして裁定請求を一つ一つやっているというのがこの制度上の基本前提でございます。

したがって、一度そういうふうに加履歴を、今から見ると不十分かもしれませんが、確認をさせていただきました方に重ね重ねに例えば加入履歴をお送りしたりするというのはいかがかという判断を当時したものというふうに承知をしております。

○辻泰弘君 これは総務省の勧告の中にも出ていることですが、最近の結果をまず

押さえておきたいと思います。

複数の年金手帳記号番号を有すると思われる者への照会状況というのが表としてあって、平成十六年から十八年までの照会予定者五百五十万となっていました、これ十六年段階で。これはどういうふうな形になったか、結果を教えてください。すなわち被保険者を追っ掛けた結果ですね。

○政府参考人（村瀬清司君） 先ほども申し上げました被保険者の皆さん方におはがきをお出したしまして、九百十六万人の方から他の番号がある、丸印でもってあるという形で御回答をいただいたと。それからあと、先ほど申し上げました名寄せによりまして九百十二万。トータル千八百万の方々に対して平成十年から十八年にかけてフォローをしていると、こういう形でございます。

それで、最終的に、基礎年金番号以外の年金手帳番号、先ほど言いました九百二十七万、他の年金手帳番号がない旨の回答をいただいた方が三百二十六万、回答がない方が四百八十万、送達不能になった方が八十五万という内訳でございます。

○辻泰弘君 私が聞きしているのは、その十六年から十八年までの照会予定数五百五十万の内訳を聞いているんですよ。

止めてくださいよ。時間を止めてくださいよ。

○委員長（鶴保庸介君） 速記をお止めください。

〔速記中止〕

○委員長（鶴保庸介君） 速記を起こしてください。

○政府参考人（青柳親房君） 大変失礼いたしました。

お話しございましたのが、要するに、複数の年金手帳記号番号を有すると思われる方千八百八十万のうち照会を行ったのは約千三百三十万人であるから、残りの五百五十万という意味でよろしゅうございますでしょうか。

○辻泰弘君 そうです。

○政府参考人（青柳親房君） 大変失礼いたしました。

これは先ほども長官の方からも申し上げましたが、いずれにしろ、千八百八十万については、御回答がいただけた方が千二百五十三万人で、該当がない方等、送達不能になった方が合わせて五百三十五万人でございますので、差の部分は時点の違いで若干の違いがございますけれども、いずれにしろ、回答をいただいた方千二百五十三万人のほかは、回答のない方四百八十万人と送達不能になった方八十五万人というふうに御理解を賜りたいと存じます。

○辻泰弘君 これは後でいいですから、要は、十六年から十八年の照会予定件数がどうなったかというのは、ここは大事なところですよ、一つのね。この段階で一応十五年までのことは書いてあるわけですよ。だから、要は、その三年間掛けてこれをやったわけでしょう、五百五十。だから、その内訳は、悪いけど当然あるはずだと私は思っていたけれども、それがすぐ答えになってこないというのは不思議な話ですけど、またこれも統計の取り方がどうこうと言われるのかもしれないけれどもね。

さてそこで、私は実はここがすごく大きなところで、五千万件が残ったのは何ゆえかということの本質の部分ですね。すなわち、基礎年金番号が付番されて三億から五千万に一応集約されてきたということ自体は、その五千万の問題はもちろんあるけれども、方向性としては悪くはなかったということでは、そういう見方もあり得ると思うんですね。すなわち、基礎年金番号を導入したがゆえにそちらの方向に進んだことではあるわけですよ。だから、それはそれで。

だから、私が言いたいのは、基礎年金番号自体はそれなりに制度設計として私は間違っていないかと思っているわけです。その点については、大臣、どうですか。

○国務大臣（柳澤伯夫君） 私も、いろいろな年金の記号番号が言わば林立しているというようなことでは、実際の裁定受給というものが本格化してまいりますと、これはもう本当に容易ならざる状況になる、そういうことを控えて、統一的な、一元的な把握の方法として基礎年金番号を導入した、そのこと自体は私は正しい選択であったと、このように考えます。

○辻泰弘君 そして、先般の議論の中で青柳部長も柳澤さんも、当初の基礎年金番号を導入する際にそういう複数のことが、認識はあったと、ただ、時間の経過、いろいろな手だてを講ずることによってそれを解消することができるのではないかと、こういう見通しを持っていたと、このように柳澤さんも答えていらっしゃる。恐らくそうだったと思うんです。

すなわち、基礎年金番号を導入したことは、そのこと自体は間違っていないかつ、私は、制度としてもそれなりのものだったし、それなるがゆえに制度としては今日に至るも変わっていないわけですよ。ただ、共済との連動というのができていないというのはこれは別の議論としてありますけれども、ただそれは運用のことかもしれません。それはまた別の議論として。

基本的な制度設計として私は間違っていないかと思うんです。その点について、再度、大臣、どうですか。

○国務大臣（柳澤伯夫君） 先ほども申したように、一元的管理のための基礎年金番号の導入ということは正しい選択であった、しかしそのときに、私も申したのでありますけれども、このようないわゆる未統合の記号番号が大量に発生をする、またその統合が大変円滑に進まない、恐らく当初はもっと円滑に短期間に進むという想定を立てたんだろうと思

うけれども、それがなかなか現実かなわなかったということであっただろうと思います。

○辻泰弘君 青柳部長も、当時のことを振り返って、個々の被保険者の方にお問い合わせをする、あるいは機械でこれを突き合わせをするということによって段階的に解消が図れるだろうという考えであったと、このようにおっしゃっています。

ですから、このことはもう一遍事務方にも確認しておきたいけれども、基礎年金番号というものが制度設計としてはそれなりのものであったというか評価すべきものであって、その後の運用のところで十分でなかったと、このことだと思うんですけども、どうですか。

○政府参考人（青柳親房君） 制度設計と運用の部分について、どちらが制度設計に入るのか運用に入るのかはグレーゾーンと申しますか、どういうふうに整理したらいいかという点は正直言ってあろうかと思いますが、具体的にまず申し上げれば、二つ恐らく問題があったろうというふうに思います。

一つは、先ほども委員からもお尋ねがございましたが、老齢年金の受給者の方についてのきちんとした突合なりという作業が、被保険者は行ったのに受給者は行わなかったと、これについての見通しの今日的に申し上げれば誤りという点が一点、問題としてはあったろうと思います。

また、同時にこの五千万件の問題が正にそれを象徴しておりますように、そうやって統合作業をしていったその進捗管理状況というのをきちんと把握するというのを制度設計時にきちんと織り込まなかったということ。

この二点は、運用の問題であると同時に制度を導入する際にきちんと見通しを持って計画を立てなければならなかった点というふうに今日顧みて考える次第でございます。

○辻泰弘君 私は、基礎年金番号の、今度掛かることになるわけですけれども、結局五千万件残ったのは、最初にも言いましたけれども、導入のときに結果として被保険者だけを追っ掛けた。年金受給権者も当然視野に入っていたけれども、そこの方は見切りを付けたといいますか、追っ掛けない選択をして、結局、平成八年の十二月に基礎年金番号の通知をされて、その中に被保険者に対しては返信用のはがきを入れておられた。しかし、年金受給権者に対しては新年金証書を送っただけだったということですね。すなわち、年金受給権者に対してチェックするといいますか、その方に直接返答をもらうということにはしていなかったわけですね。それから、突合の部分もそういう方々についてはやっていなかった。そういった中での千八百万を追っ掛けてきたこの十年間と、こういうことだと思うんですね。ですから、その最初に、なぜその受給権者のところを追っ掛けなかったのかということなんです。

ですから、私はこれは、どこが制度設計かということはあるとおっしゃったけれども、しかし、基礎年金番号のその制度の問題ではなくって、どこまで追っ掛けるかということを考えてということで、それは運用の問題、運用のことだと私は思うんですけど、そこは



どうですか。

○政府参考人（青柳親房君） 先ほどのお答えとちょっと重なるところがあるかもしれませんが、やはり新しい制度を導入しようといたしますときに、これがその制度をスタートをさせた後にどのような姿になるかということはある程度展望して、それに基づいて具体的な実施の、言わば各年度ごとの実施計画というのを立てていかなければならないというのがこういった事業を始める場合の一つのスタンダードであるとすれば、残念ながら、この基礎年金番号の導入の際にはその点が不十分であったということ認めざるを得ないかなと現時点では考えております。

○辻泰弘君 また評論家のような言葉だけ巧みで流暢ではございますけれども、人ごとのように感じられてなりませんね。

それで、このこともいろいろ追っ掛けていきますと、そのことをどこで決めたのか、すなわち、年金受給権者は追っ掛けないということはどこで決めたのかが実は分からないままになっています。ですから、それは追っ掛けても、まあ古いことでもあるし、そもそもこういう議論というのも、当時の大臣に責任があるという議論をされるからそういうことに突き当たるので、私は、最初言ったように、個々のこういったことについて当然、審議会や研究会をやって、時間を掛けてやってきて、そしてその上に立って事務方が上げて、大臣が決裁をしてということだろうと思うから、そのときの大臣がイコールそのときにいたからといってそのことのすべての責任を負うということではないと私は常識では思っているんですけども、しかし、そのことを総理というお立場の方がやられるものだから、そのことの議論の上である程度やらなかったらやられっ放しという話になるわけですからね。だから、そのことで議論をさせていただかざるを得ないわけです。

そこで、私は私なりに教えていただいたり調べさせていただいて、そのことにつながるものが具体的に何があったのか、何がそのことを直接的に国民に訴えた、公表した、そのときがあるのかというのをいろいろお聞きしてみますと、このもう一つの方の私が配付させていただいておりますペーパー、基礎年金番号の実施に向けてという社会保険庁から出していらっしゃるペーパーに行き着くわけでございます。

これは、基礎年金番号が平成九年一月から実施される、導入される、これに向けて一か月ほど前に出されているわけです。そして、このことは、十二月に具体的にその通知を送りますよということを宣言をされて、その内容について資料配付を記者クラブにされたと、こういうことのように聞いておるわけです。そういう意味においては、別にそのこと自体は私は結構なことだと思っていますし、それは当然のことかもしれません。

そこで、問題は、ここで言っていることは、一ページにありますけれども、上から四つの部分ですね、すなわち、国民年金被保険者三千百万人、厚生年金保険被保険者三千三百万人、共済組合員五百九十万、共済組合年金受給権者三百六十万、この四つのカテゴリーといいますか、そこに所属される方に対しては基礎年金番号通知書を送りますと、こういうことが明確に出ているわけです。そして、基礎年金番号通知書というのはその後ろ

の後ろの三ページ目にあります基礎年金番号通知（表）というやつでございまして、ここに「ご照会」ということで、社保庁に、私は二つ持っていますとか、そういうことについての答えが来るようになっているわけですね。ですから、この方々に対しては今後ともチェックさせていただきますよということを、できるだけ統合していきますよということを宣言しているということでもあるわけです。

片や、国民年金・厚生年金保険年金受給権者という二千八百万の方々、この部分に対しては新年金証書を通知すると、こういうことになっているわけですね。その新年金証書というものがこのお手元に配っている中では五ページ目になっていて、これをお渡ししたきりといいますか、その返送用のはがきが入っていない、ですから、そこでチェックはしないということをごとこである意味では宣言したにイコールになると、こういうことだと私は思うわけです。

それで、これもそれは当然経緯があるでしょうけど、しかし、少なくとも、平成八年十一月二十五日に記者クラブに配付しているこの資料、このことが実は基礎年金番号のそれまでの年金番号の記号番号によるデータとの突合等につながるということについて、被保険者だけに限るということを公にしたのがこのときなんですよ。

ですから、私は、元々の議論のあれはありますけれども、しかし私が申し上げたいのは、このときも、十一月二十五日は小泉厚生大臣だったんですよ。ですから、たとえどういう経過があろうとも、このことを被保険者だけに限って年金受給権者はしないんだということを、そのことをやったときの当該大臣は小泉純一郎さんなんですよ。

だから、そのことも、私は元々このことで議論をしたいと思っているわけじゃないけれども、しかし、そういうことを総理がされてくるからはっきり申し上げておかなきゃならないけれども、元々の自民党のピラに、導入の閣議決定のときが平成八年三月、菅大臣、平成八年四月、切替え業務開始、それから省令改正。切替え業務の開始というのは、それまで被保険者の個人の住所を管理していなかったのをそれを管理するということだけ。基礎年金番号をやるなら当然のことで、これは何もこんなことを決めたから悪いということはありませんよ。それから、省令改正だって、その導入に向けてだから、こんな悪いわけじゃないですよ。

事の本質は、このことについての事の本質を言えば、被保険者だけに限って年金受給権者を対象にしないということを決めたのがどこかということなんですよ。それは、経過は内部的にはあるでしょう。しかし、少なくともそのことを天下に周知せしめたのは、この平成八年十一月二十五日、記者クラブ配付されたこのことで公表されているわけですよ。で、そのときの大臣は小泉純一郎さんであり、一貫して橋本総理でやっていたし、自民党政権ですとこれまで十年間やってきていることなんですよ。

ですから、私は、そのときの大臣がというのは、何遍も言うけれども、そのときに責任があるとは必ずしも思わないよ。だけど、ですけどですよ、しかし、天下に年金受給権者は追っ掛けませんということを宣言した、公表した時点の大臣は小泉さんだったんですよ、この平成八年十一月二十五日、記者クラブに配付した。だから、そのことは明確にしておかなければならないし、そのことが事の本質であるし、また、私どもの代表代行に対して

いろいろおっしゃっていますけれども、事の本質はそこにあるんだから、菅さんが、いや、設計したときの時点の大臣というのはそれはそれで間違っているとは言いませんよ、そのときの責任を逃れることもないでしょう。そんなつもりもないでしょう。しかし、事実関係として、天下に、何遍も言いますけれども、国民にこの基礎年金番号に、実施に当たって、これまでの年金手帳における記号番号によるデータですね、それと突合する、そのことに向けての姿勢を持って対処したというのは、それを宣言したのはこの平成八年十一月二十五日なんですよ。そのときは大臣は小泉さんなんですよ。

だから、そういう意味で私は、この自民党のピラというのはそういう意味においても全く根本的におかしいと思っています。これは政党の次元だということはあるけれども、しかし、大臣も自民党のお方なんだ。その点については、与党との会議もあるんでしょう。しっかりとやはり客観的事実に即して、政権与党なんですからしっかりとやってもらいたい。このことについては強く御指摘を申しておかなければならない。

それで、時間も限られておりますから幾つか付随してお聞きしておきますけれども、まず六月四日に年金記録問題の新対応策の進め方ということをおっしゃいました。これについて、最終的な、マイクロフィルムや市町村が所有する記録とオンライン記録との突合をやって、半年ごとに進捗状況と、こういうことでした。これについてのめどは出せないということだったと思います。

しかし、やはりどれぐらいのめどでやるかということを示すべきだと思う。少なくとも機構発足の前にできるのかどうか、これぐらいははっきりさしていただきたい。大臣、いかがでしょう。

○国務大臣（柳澤伯夫君） この現在の社会保険庁のオンライン記録と、言わばこの形成過程の一番諸元的な資料である社会保険庁のマイクロフィルム、あるいは市町村が保有する記録と、こういうものとの突合をいたしまして、その限りでこの社会保険庁のオンライン記録の更に正確さを引き上げていくということを考えておるわけでございますが、これはもとより非常に手作業、相手が手作業の手書きの記録である、それを写真に撮ったものでもあるわけですが、そうしたものである、あるいは手書きのままであるというような記録との照合でありますから、当然に考えますとその作業は手作業になるということでございます。これがどのぐらいの時間を要する仕事になるかということでございます。

したがって、私ども、今いろいろとこれをどういふところから手を付けていこうか、どういふ方法でこの仕事を処理していこうかということを考えておりますが、そうした上で計画というものを作りまして、そして、そこに書かれていることは、その進捗状況を半年ごとに公表すると、こういうことにいたしているわけでございまして、今まだ計画も確定していないこの段階で最終作業の終了時についてめどを申し上げるという状況にないことは御理解賜りたいと思います。

○辻泰弘君 じゃ、機構発足に間に合いますか、間に合いませんか。そのめどぐらいは立つでしょう。

○国務大臣（柳澤伯夫君） 私ども、今、最短距離の手法をいろいろ考えて検討を始めようとしているところでございますけれども、今この段階で、できるだけ早く完了しなきゃいけないという気持ちはもうやまやまなんですけれども、じゃ、機構発足の平成二十二年一月の以前にこれを仕上げることができるかということについては、なかなかこれを言い切る見通しは立ち得ないと、このように申し上げます。

○辻泰弘君 できないんならできないということをお願いしたいと思いますね。何か、今のだったら、できるという可能性をかなりあるような心証を受けますけれども、そういう意味ですか。

○国務大臣（柳澤伯夫君） なかなか難しいということでございます。

○辻泰弘君 それで、これは与党の中でも、五千万件の宙に浮いた年金記録、これを公表すべきだと、すべてを公表するようにすべきだということを政調会長も社会保険庁に要請されたというふうに聞いています。

もちろん、すべての情報をすべてオープンにするということは、これはいろいろな問題があるだろうと思いますけれども、しかし、要は、御本人がアクセスをして、例えば何年何月何日生まれということだったら、それヒットできると思うんですね。で、それだけで、ああこれだということがあるかもしれない。そして、その後御自身が説明をされて、それこそ同僚が証言があればというふうなこともあったわけだけれども、そういうことでやっていくということがあり得ると思うんですね。

そういった意味で、今だったら、実は国民から見たとき国民が接するということが何もできないわけですよ。やはり公表するということが模索されてしかるべきだと思いますけれど、その点はいかがでしょう。——ちょっと、どうなってんの。

止めてくださいよ。

○国務大臣（柳澤伯夫君） 基礎年金番号に統合されていない年金手帳記号番号の記録を統合するためには、御本人からの申出と社会保険庁の管理する記録が一致することで初めて御本人の記録として確定するものでございまして、基礎年金番号に統合されていないこの記号番号の情報をすべて公表するという点については、やはり個人情報保護の観点から私ども問題があると考えております。

○辻泰弘君 個人情報としては大事だと思いますけれども、しかしどなたのことか分からないという情報なわけですね。それで、それを全部が全部出せないと思うんです。それは、専門家がいろいろ御議論をいただいてと思うけれども、しかし国民がそれに接することができる、自ら探すことができるということは、今の時代だったら考えたらあり得るんじゃないかと思うんですね。それ大事なことだと思うんです。

今のやつだと、結局社保庁なり厚生労働省がやるということの作業で、国民は蚊帳の外でしかないわけです。しかし、この公表する、何らかの形でこれは私のものじゃないかということ、二十四時間直接今の時代だったらできるわけですから、そういったことにならざる努力というのは私は大事なことで、このことについての一つの対応として大事などころだと思っんです。

大臣、もう一度いかがですか、この点、おやりになりませんか。

○国務大臣（柳澤伯夫君） 私ども、今手始めにやらせていただく考え方のものは、先ほども御説明いたしましたように、まず基礎年金番号と突合をして、そこにヒットするものについてはこの五千万件の中に基礎年金番号、一人に対して二つあった、あるいは場合によって三つあるというようなこともあり得るわけで、その可能性をお知らせして、そこにまたその方の年金の記録を配付して、それでここが穴が空いているけど、今こちらで可能性があると云っているじゃないかというようなことが明らかになる、そういうことによって申出を受けて、突合というか確認を進めていきたい、これやらせていただきたい、こういうことを申し上げている。

しかし、先ほども辻委員が御指摘になられたように、じゃ五千万件がゼロになるとおまえは考えるのかということとかかわりで申し上げるんですけども、私どもはこの残った五千万件、統合し切れない五千万件のマイナスアルファですね、統合されたものをアルファとすると、そういうものについて、さあ、これをどのように処理していくかというときに、今委員が御提案されているようなことを考えることも必要なことを考えているわけでごさいます、今、こうした手続に入ろうとしている、できるだけもう個人情報保護のことも尊重して、それからそれは絞った上でということをお考えするとき、今この段階で私どもはこの五千万件の記録を開示するということは考えにくいわけでありま。

○辻泰弘君 これは私は、公表をして国民の前にしっかりと見せると、そこから出発すべきだと、このことを申し上げておきたいと思っます。

時間が限られておりますので簡潔にお聞きしたいと思っますけれども、今回の特別立法で五年を、時効を外して昔にさかのぼることができることになるわけです。そうすると、十年、二十年ということもケースによっては出てくるかもしれません。そうすると、そのときの実質価値が担保されるのかということがあるわけです。私、今までは五年だったわけですけども、しかしこれは十年、二十年にさかのぼることができるわけですね。その当時に保障されていたはずの価値が全く現在価値に置き換えられないということは、私はこれは極めて問題だと思っわけです。

ですから、そういった意味で、その点についてはどうお考えかということと、もう一つ、時間ありませんから、その国保の納付率、八〇%をずっと掲げてこられて、私も大臣に聞いて、直近は六五・五%のようですけども、平成十六年度に目標を持って八割と決めて、XイコールAプラスBプラスCなんというそんな表も作って、十九年度八〇%目標をつくられたけれども、全く絵そらごとで何も進捗してないし、足下さえ満たしていないという、

これでも、今でもまだ八〇%目標を掲げられるのかどうか。まだ下ろしてはおられないんですね。今年度に八〇%を六五からどうやって持っていくのか、そのことが問われるわけです。

その二点、簡潔にお答えください。

○国務大臣（柳澤伯夫君） 年金の給付の裁定の請求が遅れるということで、その支払が本来の支払期日より遅れることがあることは法が予定しているところでございますが、現在こうした場合に遅延利息を付す旨の規定は設けられていない、それからまた判例におきましても、裁定が遅れて過去分についてまとめて支払うこととしても遅延利息は生じないということを示されているというふうに承知をいたしております。

そういうことで、現行と比べて、もしそれに遅延利息を付するというようなことになりましたと、いろいろと行政実務の面でも、例えば請求を遅くするという方向に誘因が生ずるのではないかというように考えておりまして、これについては消極的な考え方でございます。

また、納付率の目標と現状との関係でございますが、現在はもう委員も御指摘のとおり八〇%ということを目指してございまして、いろんな手だてを講じてその目標達成に向けて努力をいたしておりますが、今後なお私どもは最大限の努力をするということを現時点で申し上げたいと思います。

○辻泰弘君 時間が参りましたので、残余の質疑は次回に譲ることとし、以上で終わります。